

$$l(x+1,s) = l(x,s)\{1 - q(x,s)\},$$

$$l(x+1,0) = l(x,s)q(x,s) + l(x,0)\{1 - q(x,0)\},$$

$$l(x+1,1) = l(x,0)q(x,0) + l(x,1)\{1 - q(x,1)\},$$

$$l(x+1,2) = l(x,1)q(x,1) + l(x,2)\{1 - q(x,2)\},$$

$$l(x+1,3) = l(x,2)q(x,2) + l(x,3)\{1 - q(x,3)\},$$

$$l(x+1,4) = l(x,3)q(x,3) + l(x,4).$$

50歳になった瞬間の $l(50,s)$ および $l(50,i)$ を最終的な分布とみなし、次のようにして平均パリティを計算する。Feeney(1986)はこれを TFRPPR(TFR based on Parity Progression Ratio)と呼び、Rallu&Toulemon(1993)は PATFR (Parity and Age Total Fertility Rate)と呼んだが、ここでは TFR の一種であるかのような誤解を避けるため PAP(Period Average Parity)と呼ぶことにする。

$$PAP = l(50,1) + 2 l(50,2) + 3 l(50,3) + 4 l(50,4).$$

表4. 韓国の50歳時状態分布

	2000年	2005年	2010年
未婚	0.0885	0.1586	0.1619
既婚	0.9115	0.8414	0.8381
パリティ0	0.1058	0.1435	0.0821
パリティ1	0.2409	0.3078	0.3040
パリティ2	0.4821	0.3494	0.3815
パリティ3	0.0765	0.0379	0.0633
パリティ4+	0.0062	0.0026	0.0071
平均パリティ(PAP)	1.4596	1.1311	1.2856

表4は、2000,2005,2010年のパリティ生命表における50歳時の状態分布とPAPの計算結果である。生涯未婚割合は2000年の8.85%から2005年には15.86%、2010年には16.19%と上昇した。したがって2000~05年のPAPの低下には結婚力低下が寄与したが、2005~10年のPAP回復には結婚力は寄与していないことになる。韓国では2007年が双春年で結婚によい年とされ、結婚力は一時的に上昇した。しかし人口動態統計の粗婚姻率を見ると、2005年も2010年も6.5%で変わっていない。また妻の平均初婚年齢は、2005年の27.72歳から2010年には28.91歳へと上昇している。したがって2005年と2010年を比較した場合、結婚力はわずかに低下しており、出生力の回復には寄与していないと考えられる。

既婚者のパリティ分布で2005年と2010年を比較すると、パリティ0が激減し、パリティ2,3が増加した。特にパリティ0は2000年を上回る水準まで回復しており、結婚後に出産をためらっていた夫婦が2005年以後大挙して出産したため、無子割合は2000年当時より減少したと解釈できる。しかしパリティ2以降に進む割合は2000年に比べ低く、PAPは2000年の水準を回復していない。

ところで平均パリティ(PAP)は、状態間の移行比(progression ratio)を用いて表すことができる。ここ

では未婚から既婚への移行比 R_s と、結婚後のパリティ i から $i+1$ への移行比を次のように定義する。

$$R_s = l(50,0) + l(50,1) + l(50,2) + l(50,3) + l(50,4),$$

$$R_0 = \frac{l(50,1) + l(50,2) + l(50,3) + l(50,4)}{l(50,0) + l(50,1) + l(50,2) + l(50,3) + l(50,4)},$$

$$R_1 = \frac{l(50,2) + l(50,3) + l(50,4)}{l(50,1) + l(50,2) + l(50,3) + l(50,4)},$$

$$R_2 = \frac{l(50,3) + l(50,4)}{l(50,2) + l(50,3) + l(50,4)},$$

$$R_3 = \frac{l(50,4)}{l(50,3) + l(50,4)}.$$

これらを用いて、PAP は次のように書ける。

$$PAP = R_s (R_0 + R_0 R_1 + R_0 R_1 R_2 + R_0 R_1 R_2 R_3) = R_s R_m.$$

PAP が既婚への移行比 R_s と結婚後のパリティ間移行比の和 R_m の積で表されることから、PAP の変化は Kitagawa(1955)の方法を用いて残差を生じずに要因分解できる。結婚力低下の効果を D_s 、結婚出生力低下の効果を D_m とすると、

$$D_s = \frac{(R_s^{(2)} - R_s^{(1)})(R_m^{(2)} + R_m^{(1)})}{2},$$

$$D_m = \frac{(R_m^{(2)} - R_m^{(1)})(R_s^{(2)} + R_s^{(1)})}{2}.$$

R_m がパリティ間移行比の和であることから、 D_m をさらにパリティ別に分解することは容易である。

$$D_0 = D_m \frac{R_0^{(2)} - R_0^{(1)}}{R_m^{(2)} - R_m^{(1)}},$$

$$D_1 = D_m \frac{R_0^{(2)} R_1^{(2)} - R_0^{(1)} R_1^{(1)}}{R_m^{(2)} - R_m^{(1)}},$$

$$D_2 = D_m \frac{R_0^{(2)} R_1^{(2)} R_2^{(2)} - R_0^{(1)} R_1^{(1)} R_2^{(2)}}{R_m^{(2)} - R_m^{(1)}},$$

$$D_3 = D_m \frac{R_0^{(2)} R_1^{(2)} R_2^{(2)} R_3^{(2)} - R_0^{(1)} R_1^{(1)} R_2^{(2)} R_3^{(2)}}{R_m^{(2)} - R_m^{(1)}}.$$

Suzuki(2008)では、2000～05年のPAP低下のうち31.5%が結婚力低下、68.5%が結婚出生力の低下により、中でも第2子出生の減少が大きく寄与したことを示した。表5は2005～10年のPAP回復に対する寄与を示したものである。既に述べたように結婚力はこの期間にわずかに低下しており、PAP回復には寄与していない。出生順位別では、第1子と第2子の出生が同程度に寄与しており、第3子がこれに次いでいる。

表5. 韓国の2005～10年の出生力上昇の要因分解

	2005年	2010年	変化	(%)
結婚力 (R_s)	0.8414	0.8381	-0.0047	-3.1
結婚出生力 (R_m)	1.3443	1.5340	0.1593	103.1
第1子	0.8294	0.9020	0.0609	39.4
第2子	0.4635	0.5393	0.0636	41.2
第3子	0.0482	0.0841	0.0301	19.5
第4子	0.0031	0.0085	0.0045	2.9
総計 (PAP)	1.1311	1.2856	0.1545	100.0

コーホートの結婚力

前節の分析によると、韓国では2005～10年に結婚出生力が回復したが、結婚力はわずかながら低下していた。ここでは日本・韓国・台湾のコーホートの初婚行動を比較する。表で見ると、1971～75年生まれの女子は、まだ日本が最も晩婚だったことがわかる。ところが1976～80年生まれの女子では韓国・台湾が日本にほぼ追いついており、1981～85年生まれでは既に日本を追い越して晩婚化・未婚化が進んだことがわかる。したがって50歳時点の未婚割合も、日本より高くなることが予想される。

表6. 女子コーホートの未婚割合 (%)

		15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
1971-75年生	日本	99.3	86.8	54.0	32.0	23.1
	韓国	99.5	83.3	40.1	19.0	12.6
	台湾	—	78.7	47.5	28.7	20.9
1976-80年生	日本	99.3	88.0	59.1	34.5	—
	韓国	99.2	89.1	59.1	29.1	—
	台湾	97.8	84.1	61.2	37.2	—
1981-85年生	日本	99.1	88.7	60.3	—	—
	韓国	99.3	93.7	69.3	—	—
	台湾	98.4	90.5	70.1	—	—

資料：国勢調査， 인구주택총조사， 行政院主計處.

図7は日本の国勢調査にもとづき、1941-45年生まれから1961-65年生まれまで6つの女子コーホートの25-29歳時と45-49歳時の未婚割合をプロットしたものである。これまでのところ両者の関係は直線的なので、さらに晩婚化が進む若年コーホートの未婚割合もこの回帰直線上を動く仮定する。30代以降での結婚の取り戻しがあれば、25-29歳未婚割合と45-49歳未婚割合の関係は上に凸の曲線になるだろうが、ここでは直線的な関係が維持されると仮定する。この場合、1981-85年生まれの女子の45-49歳時未婚割合は、日本が19.2%、韓国が22.3%、台湾が22.6%となる。これは20年後の2030年に実現する値だが、最近の韓国・台湾の女子コーホートの急速な晩婚化を見ると、日本との差は今後数十年

間保持され、さらに拡大する可能性もある。

45歳以降も初婚は発生するので、50歳時未婚割合は45-49歳より多少低くなる。45-49歳と50-54歳の平均として求めた50歳時未婚割合の45-49歳に対する比は、2010年の日本で0.8455、韓国で0.8492、台湾で0.8507とほぼ同一だった。そこで1981-85年女子コーホートの45-49歳未婚割合の推定値を0.85倍して瞬間年齢50歳における未婚割合を求めると、日本が16.3%、韓国が19.0%、台湾が19.2%となる。国立社会保障・人口問題研究所(2012)の出生中位仮定では、1995年女子コーホートの50歳時未婚割合を20.1%としている。上のパターンが維持されれば、韓国・台湾の50歳時未婚割合は23~24%程度となるだろう。

コーホートの出生力

コーホートの出生力に関してはデータが乏しいので、結婚力ほどはっきりしたことは言えない。ここでは2000年以後の年齢別出生率を、15~24歳、25~29歳、30~34歳、35~49歳の4階級に区切って観察する。図8は最も若い15~24歳の出生率だが、2010年時点で台湾は0.01、韓国は0.02程度日本より低い。表7の20~24歳未婚割合を見ると、1981~85年コーホートでは日本を2~5%ポイント程度上回っており、このような状況が続くとすると15~24歳出生率も日本より0.02程度低い水準で推移するのではないかと思われる。

図7. 25-29歳時と45-49歳時の未婚割合(%)

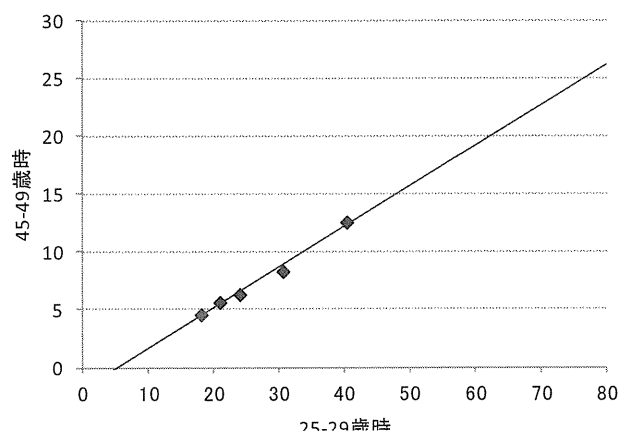


図8. 15-24歳出生率

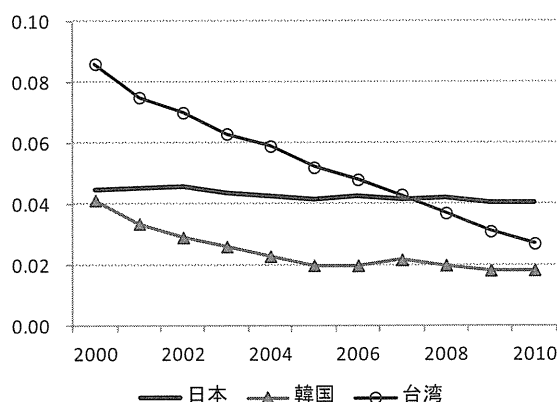


図9. 25-29歳出生率

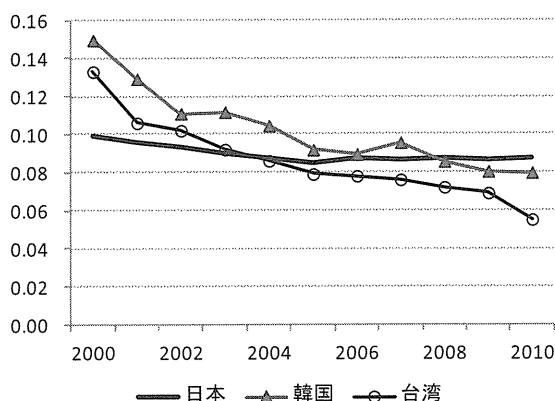


図10. 30-34歳出生率

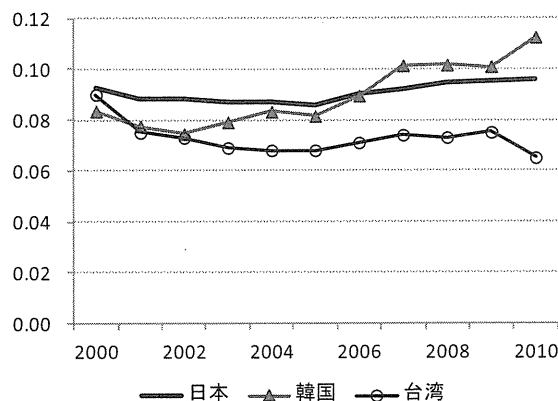
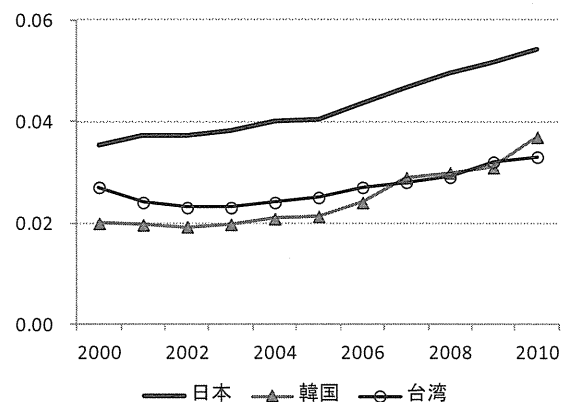


図9で見ると、台湾の25～29歳出生率は2004年から、韓国は2008年から日本を下回るようになっており、晩婚化・晩産化の影響が現れ始めたところである。表6で見ると1981～85年コーホートのこの年齢の未婚割合は日本を大きく上回っており、出生率も今後はより大きく日本を下回るのでないかと思われる。これに対し30～34歳出生率は、図10に見るように韓国では2007年以降日本を上回っている。表6を見ると1976～80年コーホートの25～29歳未婚割合は日韓台でほとんど差がなかったが、韓国では30～34に至るまでに未婚割合が大きく低下した。韓国の30～34歳出生率の高さは、このような30歳前後での結婚行動に対応していると思われる。しかし次の1981～85年コーホートの未婚割合は、25～29歳時点で日本を大きく上回っており、仮に先行コーホートと同様30歳前後に急速に結婚が進むと仮定しても、日本を上回る出生率を維持するのは難しいと思われる。このように考えると韓国における30～34歳出生率の回復は、コーホートの出産スケジュールの一部に攪乱が生じるH型の変化(金子, 2010)と考えられる。その場合、中長期的には韓国の30～34歳出生率は、日本を下回る水準で推移すると考えられる。

図11は35歳以上の出生率の比較で、韓国・台湾でも晩産化による上昇が見られるが、まだ日本に追いついていない。コーホートの結婚力を見たように、韓国・台湾の1980年代前半生まれのコーホートの50歳児未婚割合は日本を上回ると考えられ、したがって35歳以降の出生率も日本を下回ると考えるのが妥当だろう。

韓国・台湾における晩婚化・未婚化の急速さから考えて、コーホート出生力が速やかに日本に追いつくか、あるいは追い越すとは考えにくい。仮に2000年出生コーホートまで、コーホート出生力が日本を下回ると仮定すると、2050年頃まで合計出生率が日本に追いつくことはないだろう。仮に短期的なH型変動があったとしても、そのような攪乱は長期間持続することはなく、2050年頃までは平均的に日本を下回る合計出生率が続くことが予想される。この意味で、2050年の合計出生率を1.35と仮定する日本に対し、韓国の1.42という仮定値はかなり楽観的と言える。台湾は1.28を仮定しており、極低出生率のラインである1.3に回復するのは2054年とされる。この場合、2003～54年の半世紀以上の期間にわたって極低出生力が持続するという恐るべき事態が仮定されていることになる。それでも台湾の出生力低下が人類史上未曾有のものであることを考慮すれば、あながち悲観的すぎるとばかりは言えないかも知れない。

図11. 35-49歳出生率



引用文献

- Feeney, Griffith, 1986, "Period Parity Progression Measures of Fertility in Japan," NUPRI Research Paper Series No. 35.
- Goldstein, Joshua R., Tomas Sobotka and Aiva Jasilioniene (2009) "The End of "Lowest-Low" Fertility?" *Population and Development Review*, Vol. 35, No. 4, pp. 663-699.
- Kitagawa, E. M. (1955) "Components of a Difference between Two Rates," *Journal of American Statistical Association* 50: 1168-1194.
- Kohler, Hans-Peter, Francesco C. Billari and José Antonio Ortega (2002) "The Emergence of Lowest-Low Fertility in Europe during the 1990s," *Population and Development Review*, Vol. 28, No. 4, pp. 641-681.
- McDonald, Peter (2005) "Fertility and the State: the Efficacy of Policy," XXV International Population Conference.
- Rallu, Jean-Louis and Laurent Toulemon (1994) "Period Fertility Measures: The Construction of

Different Indices and their Application to France, 1946-89," *Population: An English Selection* 6: 59-93.

Siegel, Jacob S. and David A. Swanson (2004) *Methods and Materials of Demography, Second Ed.*, Elsevier Academic Press.

Suzuki, Toru (2008) "Korea's Strong Familism and Lowest-Low Fertility," *International Journal of Japanese Sociology*, No. 17, pp. 30-41.

United Nations Population Division (2010) *World Population Prospects, 2010 Revision*.

van de Kaa, Dirk (1987) "Europe's Second Demographic Transition," *Population Bulletin*, Vol. 42, No. 1.

金子隆一 (2010) 「わが国近年の出生率反転の要因について—出生率推計モデルを用いた期間効果分析—」『人口問題研究』66(2):1-25

国立社会保障・人口問題研究所 (2007) 『日本の将来推計人口 平成 18 年 12 月推計』人口問題研究資料第 315 号.

国立社会保障・人口問題研究所 (2012) 『日本の将来推計人口 平成 24 年 1 月推計』報道資料.

통계청 (2011) 『장래인구추계: 2010 년~2060 년』 2011.12.

行政院經濟建設委員會 (2010) 『2010 年至 2060 年臺灣人口推計』中華民國 99 年 9 月.

韓国社会の多文化家族と支援政策

—健康家庭支援センター・多文化家族支援センターを中心に—

山地久美子

(関西学院大学)

1 はじめに

東アジアの急速な出生率の低下が世界的に注目され、出生率の低下や少子化対策、家族制度や男女性別役割分業などの社会的規範やワークライフ・バランスが議論されている。日本・韓国・台湾・シンガポールでは未婚率の上昇、晩婚化を同じように経験し著しい出生率の低下がみられるが、少子化対策においては各国・各社会によってその施策が異なっている。それにはそれぞれの社会の人口政策面における歴史や現在の社会経済的状況、福祉国家体制、男女の性別役割規範と雇用慣行、家族価値観など様々な要因がかかわっている。そのような社会的環境の違いを踏まえた東アジア比較研究が進みつつある。

鈴木(2008)は4カ国の出生促進策を比較し、シンガポールでは1980年代前半から高学歴女性への出生促進政策を展開しているのにたいして、日本は出生促進策の必要性が議論されながらも対応がとられてこなかったと指摘している。韓国や台湾の場合は日本とは異なり、1960年代から始まる国家戦略としての人口増加抑制政策(産児制限)の社会的影響が大きかったため、出生率の低下が社会的に問題視されるまでの時差があり、具体策が議論されたのは2000年代に入ってからである。

本稿では韓国社会の少子化対策の枠組みの変化に着目する。2000年代中盤から韓国社会の新たな社会現象に「結婚移民者」と「多文化家族」がある。結婚移民者とは、婚姻のために外国から韓国にきた移民者のことをさし、それは主に女性である。多文化家族とは結婚移民者とその韓国人配偶者、そしてその子どものことを指す。韓国では、結婚移民者と多文化家族が急速に増えており、多文化家族を少子化対策として韓国社会で受け入れるために法律の施行や教育プログラムなど様々な取り組みが積極的になされている。そこで、韓国の結婚移民者と多文化家族を巡る社会環境とその支援策について検討を行う。

2 韓国の少子化対策と家族政策

韓国では少子化対策が家族政策として位置づけられており、保健福祉家族省や女性省が所管している。2000年代にはいり合計特殊出生率の低下、未婚率の上昇、晩婚化が顕著になってから韓国では少子化現象を「低出産」と呼び、様々な社会政策がとられるようになった。2002年頃にはマスメディアで少子化に関連して、保育所問題、働く女性(母親)への支援の欠如、男性の育児不参加などが取り上げられている。最近、マスメディアで少子化問題について取り上げられているのは、3月9日の「世界女性の日」に関連している。韓国では「世界女性の日」に女性連合が中心になって大きな行事が毎年開催されている。その時期に併せかい女性をめぐる出産・育児の環境がスウェーデンやフランスなど国家が取り組む支援の比較が10ページにわたって特集されている¹。

¹ 「出産ストライキ—国家が育てるまで子どもを産まない—」『ハンギョレ 21』801号 42-51

2-1 韓国の政権交代と少子化対策

韓国社会で少子化が社会問題化した 2000 年代初頭は金大中政権(1998-2002 年)時であった。金大中政権では 2001 年に大統領女性特別委員会を女性省に昇格させ、女性の社会的地位の向上に積極的に対応し、少子化対策と女性の地位の向上とあわせて保育事業や仕事と家庭の両立支援政策を検討した。盧武鉉政権(2003-2007 年)では少子化が社会的課題として積極的に議論され 2004 年に大統領直属の「高齢化及び未来社会委員会」が設置されている。少子化対策として家庭と仕事の両立、男性の育児参加を奨励するために企業にたいして育児休暇制度などを含むファミリーフレンドリー制度を拡充するよう求め、2004 年には子育て支援を充足するために保育関連事業の所管を保健福祉省から女性省へ移管した。この時期から少子化対策を家族政策の枠組みの中で検討するようになった。2005 年には低出産・高齢社会基本法と健康家庭基本法が制定され、体系的な家族政策を推進するために女性省を女性家族省に改編している。2006 年には「低出産・高齢社会基本計画」が発表され、体系的な少子化対策「第 1 回低出産・高齢社会基本計画:セロマジ・プラン 2010」において幅広い対策が検討・推進された(鈴木 2009)。その一方で、各種政策を実現するための予算の拡充がなされておらず、以前から議論されている子ども手当も実現の見込みがたっていない。子育てや家族にかんする政府の所管が省庁再編や政権交代によって度々変更されている。2008 年に盧武鉉政権から李明博政権に交代した際には、3 月の省庁再編によって女性家族省から「家族」部門が切り離され、女性家族省は女性省に戻り、家族部門は保健福祉省へ移管となり「保健福祉家族省」が誕生している。このような所轄の度重なる変更は、施策の実行に少なからぬ影響を与えていると考えられる。

李明博政権(2008-現在)は経済政策・労働政策に力を注いでいるといわれており、少子化対策面ではセロマジ・プランの拡充の他には積極的には特段新しい取組みがなされていなかった。しかし、2009 年 11 月には少子化対策へ向けた動きが活発化し大統領直属未来企画委員会の第 1 回少子化対応戦略会議において「少子化対応推進の方向性」が報告された。少子高齢化社会基本計画(2011-2015 年)を作成中で、今後具体的な政策課題が検討される。例えば、子育ての負担軽減のために小学校就学年齢を一年前倒し、その結果削減される予算を保育と育児教育に投入する案がある。また、出産へのインセンティブ付与策に積極的に取組み、三人以上の子を持つ家庭にたいして大学入学と就職時の優遇、高校の授業料支援と大学学資金の優先支援、親の定年延長などの対策案が挙げられている。0~2 歳児対象の「訪問ベビーシッター・サービス」を拡大し、妊娠・出産女性を優遇する企業に積極的なインセンティブを提供する予定である²。

2-2 少子化対策と韓国人増加政策

少子化による人口の減少、国力の低下が懸念される中で家族のあり方が課題となっている。政府は家族の多様化を家族解体と捉えている。離婚の増加に伴い母子・父子家庭などの一人親家庭や、親のいない「祖孫家族」と呼ばれる祖父母と孫からなる家庭がみられるようになった(パク 2009)。1997 年の IMF 経済危機を契機に家族の多様化が進んだと考えられる中で、政府は家族政策を政府主体で推進する方向にあり、その目標は社会の基本単位としての家族の機能を強化し、家族構成員らの生活の質の向上を目指すことにある。

急激な少子化現象に対応するため、出生率の向上を目指した各種政策やセロマジ・プランが展開される中で、韓国社会で新たな社会変化が起こっていた。それは、韓国社会における外国人の急増である。パク(2009)は国際結婚家庭が増加しており、韓国社会が新しい家族のスタイルが生まれていると指摘する。2000 年代にはいり新たな社会的課題となっているのが「多文化家族」である。多文化家族は韓国人と外国人の国際結婚によって形成された家族のことであり、具体的には「韓国人の夫と外国人の妻、そしてその子ども」をさしている。多文化家族という言葉は外国人妻と韓国人夫の婚姻件数が増加する中で広く一般的に使用されている。1990 年代前半までは、韓国人女性と外国人男性との婚姻が多かったが、1990 年代後半からその組み合わせが反転した。その社会的背景には農村部男性の結婚難、中国朝鮮族女性との婚姻増加、さらに広くアジア地域女性との婚姻が広がったことがある。

多文化家族への対応は家族政策の枠組みに組み込まれていて、「未来志向的な人的資本投資」として考えられていることが韓国の外国人政策の特殊性のひとつといえる。政府は外国人の増加、中でも国際結婚によ

² 韓国文化体育観光省ホームページ <http://www.mcst.go.kr/japanese/>

って韓国に居住する外国人とその子どもへの対策を積極的に講じはじめている。2006年には「多文化・多民族社会への移行」を宣言し、多文化主義的な政策の導入をはじめた。これら新たな施策は、韓国に労働者として生活する外国人全般に向けられたものというよりも、韓国人と結婚し韓国に定住する外国人(主に女性)を主体としている。結婚によって韓国に移住し、家族形成を営む女性は韓国社会の少子化と高齢化の危機にたいする解決策として受け入れられている(金 2009)。

李明博政権の大統領直属未来企画委員会第1回少子化対応戦略会議において報告された「少子化対応推進の方向性」では、その三つの柱に注目する必要がある。それは(1)子育て負担の軽減、(2)仕事と家庭の両立のために基盤の拡充、そして、(3)「韓国人」増加策である。「韓国人」増加策とは、「韓国人」を増加するための具体的方策であり、二重国籍者などに柔軟に対応するための各種規則の改正を検討している。その他に移民政策として海外の優秀な人材の積極的受け入れや多文化家庭の子どもにたいする言語発達支援、韓国語と(父母の)母語の二重言語教育プログラムを運営し、多文化家庭の定着を支援することが提案された³。

韓国は日本と同様に少子化と高齢化による人口減少と国力の低下が憂慮されており、2000年には国連からReplacement Migration(補充移民)の必要性が指摘されている。韓国の高齢化の速度は日本よりも急速であるため現在の少子化対策は出生率の上昇だけではなく人口減少の速度を緩めるための高齢化対策であり人口政策として捉えることができる。

2-3 外国人労働者受け入れ政策

ここで韓国の外国人労働者の受け入れ政策について触れておきたい。韓国は急速な経済成長、急激な社会変化を経験しておりそれは「圧縮的近代化」と呼ばれる。外国人労働者を巡る環境においてもそれは同様である。韓国では1990年代から外国人労働者を研修制度の形式で受け入れをはじめている。受け入れ制度については表1のとおりである。

表1 韓国 外国人労働者受け入れ制度(1991年～)

1991年	海外投資企業研修制度 (最長1年)
	外国人産業技術研修査証発給にかんする業務処理指針及びその施行細則
1993年	外国人産業研修生制度 (最長2年) 2007年廃止
2001年	サービス分野就労管理制度 (最長5年)
2002年	研修就業制度 (1年研修・2年の就労)
2004年	外国人勤労者雇用許可制度 (最長3年) (二国間協約) インドネシア・ウズベキスタン・カンボディア・キルギス・タイ・中国・パキスタン・バングラディッシュ・フィリピン・ベトナム・ミャンマー・モンゴル・ネパール・東ティモールなどに拡大
2007年	訪問就業制度 (最長5年)

韓国語能力は労働に従事するために非熟練外国人労働者にたいしても必須であるとの判断から、現在では韓国語試験が課されている。2004年以降、事前研修に韓国語教育を取り入れ、世界韓国語認証試験が法務省の主導で行われている。一定の韓国語能力を証明するために「EPS-KLT」と呼ばれる韓国政府認定の韓国語能力試験が課されている。EPS-KLTに合格すれば雇用許可制に基づき、韓国国内での就労が可能となる。その対象は表1にある二国間協約の国々の出身者で韓国語の習得プログラムの運営は各国に委ねられており、韓国政府は試験を実施するのみの方針にある⁴。

韓国語能力を重視する場合、中国朝鮮族など朝鮮半島にルーツを持つ外国人のための特別な就労査証制度がある。就労管理制度と訪問就業制度がそれにあたる。この制度は日本の1990年改正出入国管理及び

³ 韓国文化体育観光省ホームページ <http://www.mcst.go.kr/japanese/>

⁴ Korean international Cooperation Agency (KOICA) などが運営している。

難民認定法の第七条第一項第二号の規定にある日系人の査証規定に近いものがある。日本では同法別表第二の定住者の項には法務省の告示(定住告示)によって、日本人の子として出生した者の実子、日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本籍を有したことがあるものの実子の実子であることが定められている。韓国の場合には「サービス分野就労管理制度」(2002年)と「訪問就業制度」(2007年)において訪問・同居ビザ(F-1)発給対象者のうち、国内に八親等以内の血族または四親等以内の姻族のある者、あるいは大韓民国の戸籍に記載されている者及びその直系尊属・卑属で、四十歳以上の韓国系外国人に就労資格が与えられる。李政権の少子化対策に組み込まれている「韓国人増加策」は、今後このような労働者についても適用が拡大される可能性もある。

2000年代初頭に外国人労働者受け入れの制度整備が行われ、2007年には在韓外国人処遇基本法が制定された。その背景には急速に増加する外国人にたいする社会的なインフラの整備が必要となり、外国人にむけた具体的な対応策が必須な社会状況があったためである。在韓外国人処遇基本法では受け入れ先である韓国人にたいして外国人との共生の重要性が「国民と在韓外国人がお互いの文化と伝統を尊重しながら共に暮らしていける社会環境をつくるために毎年5月20日を世界人の日とし、世界人の日から一週間の期間を世界人週間とする」として明文化され、さらに、第10条では「在韓外国人等の人権擁護」として国家及び地方自治団体は在韓外国人とその子どもに対して不合理な差別防止及び人権擁護のための教育・広報など必要な処置を行うよう努めることが規定されている。

3 多文化家族の現状

韓国社会では結婚移民者、多文化家族、国際結婚家庭への関心が高まっている。近年では、移民女性とその子どもたちの言語の課題が取り上げられている。朝鮮日報(2010年3月9日)では「国際結婚家庭の子供たちの10年後を考えよう」と題した社説に韓国語能力、言語面の課題から連なる学習能力、進学率の低下や著しい退学者数の高さが課題として指摘されていて、国際結婚家庭を支援するために積極的な対策検討を求めている。

韓国人男性との結婚を目的とした結婚移民者が「移住女性」と呼ばれ顕著になったのは2000年代になってからである。外国人労働者にたいする社会政策が構築されるのにあわせてように、結婚移民者にもさまざまな対応策がとられるようになった。かつては中国朝鮮族女性との婚姻が多かったが、現在はその他のアジア地域出身女性との婚姻が増加している。中国朝鮮族の女性の多くは韓国文化を理解し韓国語を話すことができたがその他のアジア地域出身女性の多くは文化的背景が異なり、当初は韓国語を話すことができない。そのような社会状況の中で、2008年に多文化家族にたいする公的な支援対策が「多文化家族支援法」として制定・施行され、社会統合プログラム履修制が始まっている。これらの政策は政府の積極的な取組みを表している。

3-1 韓国における国際結婚移民者の現状

国際結婚件数の増加は表2のとおりである。国際結婚は1990年に5,000件にも満たなかったものが、2002年に15,202件、2008年には36,204件と急増し、2008年には全体婚姻数(327,715件)の11%を占める状況にある。2008年5月の段階で人口は14万4,385名で2007年度よりも13.7%増加している。結婚移民者は地方農村部に多いと考えられているが、半分以上(53%)がソウル・京畿道地域に居住している。性別では、女性が88.4%と圧倒的多数を占め、韓国籍未取得者の割合が高い。出身国別では、中国が一番多く中でも朝鮮族が突出している。続いて、ベトナム出身者・フィリピン出身者が多い。現在国際結婚家庭の子どもは10万名を超えており、その数は国際結婚の増加に伴い上昇の一途をたどっている。

表2 結婚移民者

全体			国籍未取得者			国籍取得者		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
16,702	127,683	144,385	13,711	89,002	102,713	41,672	2,991	38,681

表3 国籍別現況

	計	中国	中国 朝鮮族	ベトナム	日本
計	144,385 (100%)	33,617 (23.3%)	55,789 (38.6%)	21,150 (14.6%)	6,864 (4.4%)
国籍 未取得者	102,713 (71.1%)	32,466	22,683	19,660	5,994
国籍 取得者	41,672 (28.9%)	10,984	23,323	1,490	470

	台湾	フィリピン	モンゴル	タイ	他
計	3,806 (2.6%)	7,826 (5.4%)	2,054 (1.4%)	1,843 (1.2%)	11,787 (8.1%)
国籍 未取得者	3,341	4,716	1,855	1,644	10,354
国籍 取得者	464	3,110	199	199	1,433

表4 婚姻件数に対する国際結婚の婚姻数・比率

	2002年	2004年	2006年	2008年
全体婚姻件数	304,877	308,598	330,634	327,715
国際結婚数	15,202	34,640	38,759	36,204
比率	5.0%	11.2%	11.7%	11.0%

いずれも保健福祉家族省ホームページより

3-2 韓国多文化家族の現況と対策法案

政府は多文化家族支援法を施行し、多文化家族への支援を手厚くしていく方針にある。多文化家族にたいする支援は2005年以降、健康家庭支援センターや多文化家族支援センター(旧:結婚移民者家族支援センター)を通じて政府が積極的に推進している。2008年には、政府の研究機関である韓国保健社会研究院が多文化家族にたいする実態調査を行った。キム(2009)は調査結果をもとに、次のような政策方案を出している。

表5 多文化家族にむけた政策方案

政策方案の内容
(1) 多文化家族の意思疎通支援法案
(2) 家庭内暴力被害者への事後支援の強化
(3) 多文化家族の基本生活保障と所得保障の強化
(4) 多文化家族の基本医療保障
(5) 多文化家族の子どもへの養育支援の拡大

キム(2009)『保健福祉フォーラム』2009年5月

後述するように、多文化家族には結婚移民者、配偶者、夫婦間、義父母など配偶者の家族、そして子どもと多様な課題がある。なかでも、言語や文化を異にする夫婦間・家族間の意思疎通問題が挙げられる。意思の疎通が図れないことが原因で家庭内暴力に至る場合も多く、緊急な課題である。国際結婚を希望する男性は所得が低い傾向があり、表6のように月収100~199万ウォンが44.7%となっている。自営業者の場合も多く、

医療保障にも課題がある。

表6 多文化家族 所得分布 (892件、%)

	99万ウォン以下	100～199万ウォン	200～299万ウォン	300万ウォン以上
所得	9.8	44.7	31.2	14.3

2008年度「多文化家族実態調査」韓国保健社会研究院の調査結果より(キム 2009)

多文化家族の構成を表7からみると、父母・義父母との同居が少ないことがわかる。多文化家族の子どもへの育児支援の必要性が挙げられるのは、このような家族状況もひとつの理由と考えられる。

表7 多文化家族 配偶者の親との同居 (918件、%)

	両親	父親のみ	母親のみ	非同居
結婚移民者	18.8	2.9	22.1	56.1
韓国人配偶者	10.8	1.6	13.8	73.8

2008年度「多文化家族実態調査」韓国保健社会研究院の調査結果より(キム 2009)

3-3 求められる支援プログラム

結婚移民者の韓国滞在年数別(2年未満・2～4年未満・4～6年未満・6年以上の四期間)に求められる支援プログラムをまとめたのが表8である。いずれの滞在年数でも最も必要とされているのが韓国語教育である。2年未満の場合は73.4%となっているのにたいして6年以上では31.3%と半分以下になり、その分子育て支援の必要性が高まっている。滞在が4年を超えると、韓国料理など韓国文化への適応や社会参画へ向けた職業訓練への希望が増えており、滞在年数が長くなるに従い必要な支援に変化があることがわかる。

表8 多文化支援プログラムの利用について (滞在年数別・名)

	全体	2年未満	2～4年未満	4～6年未満	6年以上
韓国語教育	54.5	73.4	59.8	44.9	31.3
韓国料理習得	4.1	2.9	2.8	7.9	6.0
韓国文化関連	2.9	2.2	3.2	3.1	3.2
家族関係の相談・教育	2.9	1.9	2.8	3.9	3.6
子どもについて父母相談・教育	7.2	4.2	5.0	11.8	10.7
家庭内暴力相談・支援	0.4	-	1.4	-	-
法律相談・支援	1.1	1.0	1.1	0.8	1.6
医療相談・支援	1.1	0.3	1.1	0.8	2.8
パソコン・情報化教育	3.0	1.9	3.6	1.6	3.6
就業教育・職業訓練	5.5	3.2	4.6	5.5	7.9
仕事の斡旋	3.4	2.6	2.5	2.4	4.8
生活情報提供	1.1	0.6	0.7	-	2.4
子育て・教育指導援助提供	11.6	4.8	10.7	16.5	20.6
公共扶助サービス提供	0.6	0.3	0.4	0.8	1.2
電話通訳サービス提要	0.2	0.3	-	-	0.4
他	0.2	0.3	0.4	-	-

4 多文化家族への支援制度

4-1 健康家庭支援センターと多文化家族支援センター

韓国では健康家庭支援センター(2005年開所)を全国に設置し、様々な家族支援プログラムを展開している。2006年からは多文化家族を支援するために結婚移民者家族支援センターを設置し、総合的な支援プログラムを実践し始めた。2008年には多文化家族支援法が施行されたため、結婚移民者家族支援センターは法律に規定された多文化家族支援センターへと改編されている。

健康家庭支援センターは2005年に制定された健康家庭基本法の第35条第1項において「国家および地方団体は家庭問題の予防・相談および治療、健康家庭の維持のためのプログラムの開発、家族文化運動の展開、家庭関連情報および資料提供などのために市・道、市・郡に健康家庭支援センターを置く」と定められたことを法的根拠としている。健康家庭支援センターと多文化家族支援センター(旧:結婚移民者家族支援センター)の沿革は表9のとおりであり、どのような政府体制で多文化家族支援が行われてきたか概観できる。

健康家庭支援センターは現在、保健福祉家族省が所管しているがその運営は民間委託事業となっており、2005年1月にソウル市において中央健康家庭支援センターを社団法人「新しい家庭を健康にする市民の集い」が運営することで委託契約が結ばれている。

表9 健康家庭支援センター・多文化家族支援センター 沿革

健康家庭支援センター・多文化家族支援センター	
2005年1月	保健福祉省と社団法人新しい家庭を健康にする市民の集いが中央健康家庭支援センターの運営について委託契約を結ぶ
3月	中央健康家庭支援センター 開所
6月	保健福祉省から女性家族省へ移管
2006年3月	女性家族省が結婚移民者家族支援センター管理事業の委託契約を結ぶ
4月	21箇所 結婚移民者家族支援センターを開所し、管理事業に着手
9月	結婚移民者家族支援のための統合プログラム開発と普及
12月	結婚移民者家族支援センター事業報告会・事業評価会
2007年3月	38箇所 結婚移民者家族支援センターを開所し、管理事業に着手 2007年結婚移民者家族支援のための児童養育支援事業管理業務の委託契約
2007年3月 ~8月	結婚移民者家族の育児ヘルパー 327名養成
6月	2007年結婚移民者家族モニタリング団の構築と運営
12月	『多文化移行コンテンツ』発刊(ベトナム語・フィリピン語・中国語) 結婚移民者家族支援センター事業報告会と事業評価会開催 第1回全国結婚移民者家族自助グループ大会
2008年1月	80箇所 結婚移民者家族支援センターを開所し、管理事業に着手
2月~7月	結婚移民者家族訪問教育指導者養成 2,500名
3月	女性家族省(現:女性省)から保健福祉家族省へ移管
4月	多文化家族情報マガジン『Rainbow+』創刊
6月	2008年多文化家族営農技術教育事業の管理・運営機関 承認
8月	『多文化社会への移行』発刊
9月	多文化家族支援法施行によって多文化家族支援センターへ名称変更 国際結婚男性へ予備・配偶者教育プログラム開発と専門講師養成
10月	多文化社会への移行、専門講師養成
12月	多文化家族モニタリング団と多文化広報大使会議

	多文化家族支援センター事業報告会と事業評価会 「全国多文化家族事業支援団」へ管理機関の名称変更
--	--

4-2 多文化家族支援センターの設置

多文化家族支援センターは2006年当時に結婚移民者家族支援センターとして設置された。2008年に多文化家族支援法を法的根拠として再編成され結婚移民者家族支援センターから多文化家族支援センターへと名称変更された。多文化家族支援法を法的根拠とし第6条第1項の「生活情報の提供および教育支援」を行うため、保健福祉家族省長官、市・区などの長が選定主体となり、市・区や、市・区等が指定する非営利法人や団体に委託されている。ソウル市にある中央健康家庭支援センター内に設置された全国多文化家族事業支援団が中心となり、全国各地に拠点センターと地域センターにおいて多文化家族支援のプログラムが運営されている。2006年の開所当時は専従職員1名で21箇所のセンターを担当していた。表12にあるように毎年事業を拡大し、2009年には全国多文化家族事業支援団が事業主体として新たに編成された。2009年には専従者14名となり、センターは全国で100箇所の運営体制となった。2010年には140箇所に拡大の予定である。

表10 多文化家族支援法と多文化家族支援センター

法的根拠:多文化家族支援法 다문화가족지원법 (2008年3月21日制定 法律第8937号)
第12条(多文化家族支援センターの指定など) 保健福祉家族省長官は、多文化家族支援施策の施行のために必要な場合には、多文化家族支援に必要な専門人材及び施設を備えた法人、または団体を多文化家族支援センターに指定することができる。
1) 多文化家族のための教育、相談等の支援事業 2) 多文化家族支援サービスの情報提供及び広報 3) 多文化家族支援関連機関及び団体とのサービス連携 4) その他の多文化家族支援のために必要な事業

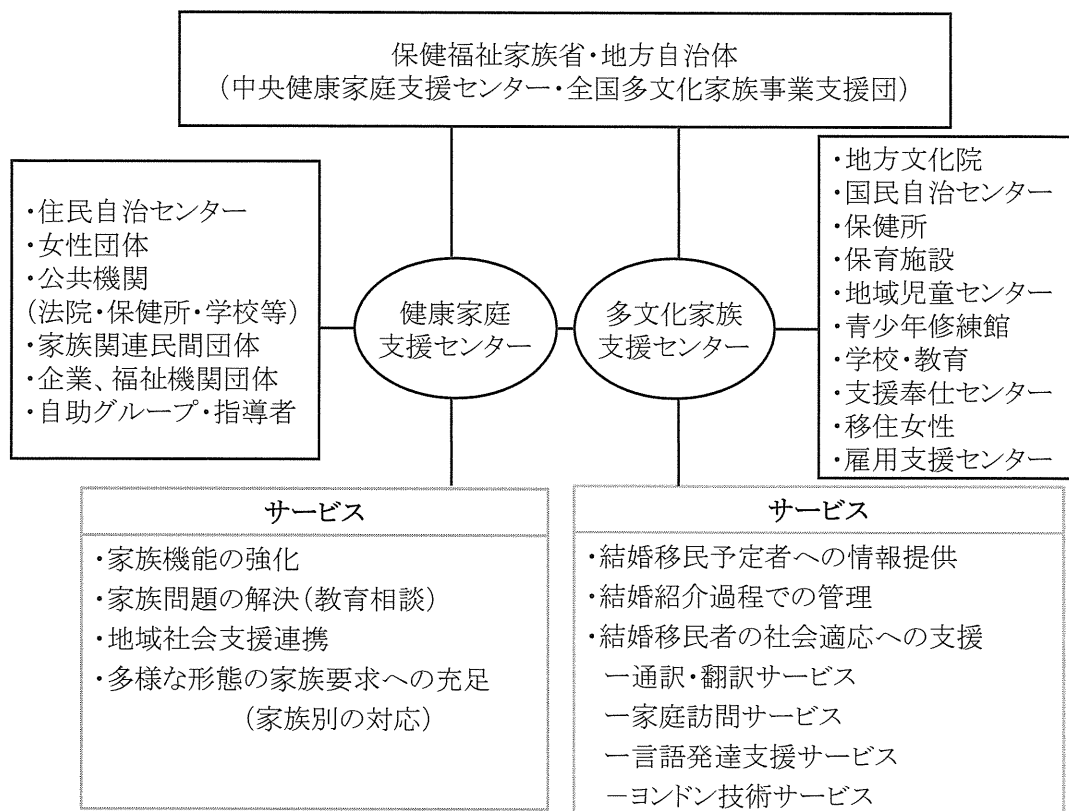
表11 多文化家族への家族支援と諸制度

2007年12月	保健福祉家族省 結婚仲介業管理法改正
2008年3月	保健福祉家族省 多文化家族支援法
6月	女性結婚移民者家族社会統合支援対策 樹立・推進
2008年7月	文化体育観光省多文化社会文化支援法 立法予告

表12 多文化家族支援センターの拡充

2006年	21ヶ所	1名
2007年	38ヶ所	2名
2008年	80ヶ所	10名
2009年	100ヶ所	14名
2010年	140ヶ所(予定)	未定

図1 韓国の家族政策における健康家庭支援センター・多文化家族支援センター



5 多文化家族支援プログラム

5-1 国際結婚へ向けた結婚準備支援プログラム

結婚移民者には自由恋愛で結婚し互いの言語を理解し合うカップルや、仲介者を通じて紹介を受け、見合い結婚の形で婚姻するカップルが存在する。韓国の場合、1992年に中国との国交正常化後、中国や近隣諸国の朝鮮族女性の結婚移民者が増加した。多くが韓国語での会話が可能であった。2000年代にはいり中国、フィリピン、ベトナムなどアジアの広範囲から結婚移民者が来るようになった。結婚移民者が増加する中で結婚斡旋を行う業者も増え、その対応と結婚後の韓国での生活が度々問題視され、結婚移民者の人権を守る観点から政府が結婚斡旋業者を取り締まるまでになり、2008年には「結婚仲介業の管理にかんする法律」が制定された。現在は政府が一定の形で結婚の斡旋に介入する。ベトナムやフィリピンでは2008年から韓国政府が婚姻に際して一定のモニタリングを行なうための政府関係機関を設置している。結婚移民者が韓国に来た後は洞事務所を通じて多文化家族支援センターなど支援団体に連絡が取れる仕組みになっている。社会統合プログラムでは、結婚移民者が韓国語のレッスンを受けることを義務付け、その配偶者にたいしても相手の母文化を学ぶ機会を与えている。韓国語の上達が必須であるが、一部の韓国人には、結婚移民者が韓国語能力を高めることによって韓国社会に適応し、夫の下を離れるような知識を得ないことを希望している場合がある。洞事務所や多文化家族支援センターとの連携はそのようなケースを生み出さないような効果があると指摘される(金 2009)

韓国では家庭内暴力(特に、男性から女性にたいする暴力)が社会問題化しているが、結婚移民者にたいする韓国人男性の暴力行為も一層深刻な課題を抱えている。一緒に住むまで韓国語を話さず、韓国文化を知らない女性と男性が結婚して意思疎通を図ることができない場合、その婚姻を維持する難しさは想像に難く

ない。韓国人男性によって暴力を受けた結婚移民女性は多く報告されており、死に至る場合もある。意思疎通を図るには、韓国語能力を高めることが最重要となり、政府支援プログラムでも重点的に行われている。多文化家族の実態調査は近年数々行われているが、夫婦間のコミュニケーションの欠如、家庭内暴力、所得の問題、医療保障、子どもの教育課題、家族・親族問題等が課題として挙げられている(キム 2009)。そのため 運営プログラムは表 13 にあるように多様で韓国語教室、子どもの教育への支援、結婚予備教室などがある。

5-2 韓国人男性の国際結婚予備・配偶者プログラム

結婚紹介により国際結婚が決まったカップルは、結婚準備から結婚後まで様々なプログラムを受けることができる。仲介による国際結婚は結婚移民者となる女性の多くが韓国語を話すことができず、韓国文化も理解していない場合が多い。逆に、結婚移民者を受け入れる男性側も花嫁となる女性の母語や母文化を理解していない場合が殆どである。そのためお互いにコミュニケーションを図ることができないケースが目立ち、男性やその家族との不仲や社会適応ができない場合もでてくる。そのような状況を克服するために政府がいくつかの支援策をだしている。そのひとつが、結婚移民者と婚姻予定の韓国人男性にたいする国際結婚予備・配偶者プログラムである。プログラム内容は、多文化家族の韓国配偶者のための家族生活や言語学習など多様である。国際結婚予備・配偶者プログラムは保健福祉家族省が担当し、中央健康家庭支援センターが保健福祉家族省からの委託事業として受託しているため、健康家庭支援センターや多文化家族支援センターにおいて運営されている。

5-3 多文化家族支援関連冊子『Rainbow+』

保健福祉家族省と全国多文化家族事業支援団は 2008 年の春から多文化家族のための冊子『Rainbow+』を年に 4 回発行している。冊子は韓国語と、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、カンボジア語、モンゴル語、ロシア語の組み合わせで構成され、配布は無料となっている。冊子は多様な多文化家族の紹介、外国文化や料理の紹介、韓国での生活における制度やマナーの紹介、政府や各地域の行事の案内などが掲載されている。内容は韓国人配偶者、外国人(主に花嫁)双方に向けて書かれている。

5-4 多文化家族モニタリングプログラム

多文化家族支援センターが行なっている事業に多文化家族モニタリングプログラムがある。これは、各国からきた結婚移民者の中でその年の多文化家族広報大使として選定された人々が活動し、報告を行なう。多文化家族モニタリング団活動は 2007 年 6 月に開始し、一年に四回程会議を開催している。2008 年度報告書によると、多文化家族支援センター事業、政府の施策、多文化社会(多文化共生社会)についてのモニタリングが行われている。2008 年にはベトナム3名、フィリピン3名、中国 2 名、モンゴル2名、日本2名、ウズベキスタン1名、タイ1名、エリトリア1名、コンゴ1名の計16名が選ばれ「多文化家族モニタリング団」として様々な取り組みを行なった。

具体的なプログラムとしてはモニタリング団による会議、多文化家族関連事業や政策のモニタリング、そしてインターネット上の「多文化家族モニタリングオンラインカフェ」での情報交換活動がある。韓国ではインターネット上に「カフェ」と呼ばれるオンライン専用の交流の場を開設するのが一般的で、多文化家族モニタリング団メンバー用のカフェが 2007 年 5 月に開設された。2008 年には 213 名(女性 109 名、男性 104 名)の会員がオンラインで活動している。オンラインカフェの優れている点は居住地域に関係なく交流を持てることにあり、会員の居住地域は表 14 にあるように多彩である。

表 13 多文化支援プログラム内容

	事業領域	対象	事業
必須 事業	韓国語教育	結婚移民者	基礎・初級・中級・高級・他
	多文化社会移行教育	結婚移民者	社会教育 歴史教育 生活教育
	家族教育	多文化家族	多文化家族統合教育 夫婦教育 義父母教育 結婚移民者教育 配偶者教育 子どもの教育
	相談	多文化家族	家族相談 個人相談
	自助グループ	多文化家族	家族統合 配偶者 義父母 統合国籍 国籍別
特化 事業	情緒支援	多文化家族	メンタリング 文化体験 保健・医療 サークル活動 子どもの支援
	多文化家族エンパワーメント	多文化家族	コンピューター・情報化教育 職業教育 多文化講師養成教育 通訳者・翻訳者養成教育 相談員養成教育
	多文化認識の形成	多文化家族 地域構成員	多文化講師派遣 多文化シンポジウム 多文化キャンペーン 多文化祭り 多文化教育
	専門家の育成	地域構成員	韓国語講師養成 多文化講師養成 専門相談員養成 産後支援者養成 ボランティア教育

表 14 多文化家族モニタリングオンラインカフェ 会員分布 (2008 年 12 月)

居住地域	ソウル市	京畿道	全羅道	忠清道	慶尚道	江原道
会員数	55	27	23	22	22	13

釜山市	大邱市	仁川市	光州市	済州市	蔚山市	大田市
12	10	9	6	4	4	2

モニタリング団のメンバーは毎年公募され、応募にはオフライン(インターネット上以外のミーティング)で開催される会議に参加できることが条件となる。その他の応募資格については、結婚移民者が高校卒業以上の学歴があり韓国に 5 年以上居住する韓国語堪能な者であること、韓国側の配偶者は大学卒業以上の学歴があり、国際結婚を 2 年以上継続していることが求められている。活動への報酬としては、(1)多文化家族支援センターの教育プログラム、懇談会、事業報告会、政府関係機関事業などへの参加、(2)多様な多文化家族プログラムへの優先参加、(3)多文化家族支援センターモニタリング団の記念品などが挙げられる。

多文化家族モニタリング団活動は政府の施策や多文化家族支援センターの取り組みを多文化家族の視点から評価する有益なプログラムといえるが、高学歴が求められている点で、多様な出自や社会背景をもつ多文化家族の現状が反映できているとは考えにくい。

6 健康家庭支援センター・多文化家族支援センター事業

6-1 ソウル市内の健康家庭支援センター・多文化家族支援センター事業

各区のセンター運営は居住する多文化家族の数やプログラムによって異なる。運営主体は事業所によって福祉団体、宗教団体、大学機関など多様である。次に取り上げる麻浦区健康家庭支援センターの委託機関は海外養子縁組で著名な社団法人ホルト児童福祉会である。この他にソウル市では大学の参画が多く見受けられ、高麗大学、梨花女子大学、中央大学、慶熙大学、誠信女子大学などが産学連携プログラムや福祉プログラムとして運営にかかわっている。

多文化家族支援センターは 2009 年で 100 箇所設置されているが全ての地域とはなっていないため健康家庭支援センターが多文化家族支援プログラムを併置している場合が多々ある。ソウル市の場合には下位行政区画 25 区に健康家庭支援センターが設置されているが、多文化家族支援センターの設置は 4 区(東大門区・銅雀区・城北区・永登浦区)のみである。委託団体は表 15

のとおりであるが、区によっては健康家庭支援センターと多文化家族支援センターで委託機関が異なる場合がある。永登浦区の場合には健康家庭支援センターと多文化家族支援センターともに大韓仏教曹溪宗社会福祉財団が委託機関となっていて設置住所も同じであり、事務所が併設されている。城北区において健康家庭支援センターは高麗大学、多文化家族支援センターが天主教労働司牧委員会となっていてそれぞれ委託機関が異なる。

表 15 ソウル市 4 区 健康家庭支援センター・多文化家族支援センター委託機関

	健康家庭支援センター	多文化家族支援センター
東大門区	慶熙大学	慶熙大学
銅雀区	中央大学	中央大学
城北区	高麗大学	天主教労働司牧委員会
永登浦区	大韓仏教曹溪宗社会福祉財団	大韓仏教曹溪宗社会福祉財団

6-2 多文化家族支援センターの利用者

多文化家族支援センターの2008年利用者の属性による内訳は表16にあるよう結婚移民者が26,904名で55%を占めている。26,904名の内女性が26,842名、男性が62名である。配偶者の利用は7,764名で16%となり男性が7,740名、女性が24名である。子どもの利用は7,475名と15%になっていて女兒が3,908名、男児が3,567名である。義父母の利用は2,487名で5%義母が1,841名、義父が646名である。次のソウル区毎の利用者の表から、多文化家族支援センターを利用する結婚移民者の90%以上が女性であることがわかる。

国籍別利用者を表17でみると2008年に全国の多文化家族支援センターを利用したのはベトナム出身者が一番多く、9,404名で、続いて中国出身者が7,528名、フィリピン出身者4,098名、日本出身者2,062名、カンボジア出身者950名の順になっている。

表16 多文化家族支援センター利用者 属性別 (2008年・名)

行政区	区分	結婚移民者		配偶者		義父母		子ども								他	
		女性	男性	女性	男性	母親	父親	3歳未満		4~7歳		小学生		中学以上		女性	男性
	合計	女性	男性	女性	男性	母親	父親	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
東大門区	869	336	3	3	205	36	7	27	32	22	26	25	33	2	—	70	42
銅雀区	706	353	5	1	89	13	2	23	38	14	10	11	10	6	7	114	10
城北区	525	305	4	2	112	29	8	17	14	3	5	—	2	—	—	15	9
永登浦区	759	410	—	—	123	18	13	36	37	25	35	16	18	3	3	10	12

表17 多文化家族支援センター利用者 国籍別 (2008年・名)

	合計	中国	ベトナム	日本	フィリピン	タイ	モンゴル	ロシア	ウズベキスタン	カンボジア	インドネシア	他
東大門区	339	101	80	86	24	2	10	8	6	8	4	10
銅雀区	358	72	116	52	28	7	8	12	13	22	2	26
城北区	309	96	125	15	25	—	5	9	7	10	4	13
永登浦区	410	109	83	48	60	15	16	8	26	9	5	31

多文化家族支援センター2008『多文化家族支援センター事業結果報告書』全国多文化家族事業支援団

6-3 健康家庭支援センターと多文化家族支援プログラム

ここでは、ソウル市江北区と麻浦区の健康家庭支援センターについて運営主体とプログラムについてみていく。

(1) 江北区健康家庭支援センター

江北区の健康家庭支援センターは2005年8月に開所され、委託機関は誠信女子大学校産学協力団である。事務所は江北区のスポーツ施設、江北ウェルネススポーツセンターの3階にある。センターには事務所と相談室が設置されており、プログラム運営の際にはスポーツセンターの会議室を利用している。健康家庭支援

センターは全国共通の目標プログラムを組み立てているが、江北区の 2009 年の重要プログラムは表 18 のとおりである。江北区には多文化家族支援センターが設置されていないため、健康家庭支援センターが多文化家族にたいする多様な家族の統合サービスプログラムを実施運営している。

(2) 麻浦区健康家庭支援センター

麻浦区の健康家庭支援センターは2006年6月に開所され、委託機関はホルト児童福祉会である。健康家庭支援センターの事務所と相談室はホルト児童福祉会の建物の1階にある。毎月各種プログラムが運営されており、表 19 は 2009 年 8 月の事業プログラムである。麻浦区の場合も多文化家族支援センターが設置されていないため、健康家庭支援センターが多文化家族にたいするプログラムを実施運営している。韓国語教室予備召集・多文化家族養育期父母教育・結婚予備教室受付などがそれに該当する。結婚予備教室は先に述べた「韓国人男性の国際結婚予備・配偶者プログラム」である、運営は麻浦区単独ではなく近隣の龍山区、中区、鐘路区、西大門区、恩平区に居住する予備夫婦に向けて各区が協力してプログラムを組んでいる。健康家庭支援センターは区毎に設置されているため、プログラムの対象者は該当区に居住していることが条件となるが、プログラム内容や規模によっては他の区と連携したプログラム運営が行われ行政区を越えた活動がある。

表 18 2009 年ソウル市江北区健康家庭支援センター重要プログラム

	家族福祉支援サービス
1	子どもへの支援事業 学童の放課後教室 相互扶助育児ネットワーク構築事業 地域社会家族連帯ネットワーク ‘遠族近隣ブリッジ’
	家族親和(ファミリーフレンドリー)文化の醸成
2	家族奉仕団 「家庭の月」記念事業 父親学校 負担のない結婚文化醸成事業 無料結婚式 支援および汎市民運動 家族探訪団 ハッピーファミリー 職場から始まる家族親和教育
	家族教育
3	家庭運営アカデミー 生涯周期(ライフサイクル)別 家族生活教育 予備夫婦／新婚期夫婦教育 結婚予備教室 ‘幸せな結婚、美しい人生’ 結婚移民者 韓国語教室 低出産キャンペーン
	家族相談
4	電話・面談・ネット相談 法律相談 離婚危機 集団相談 心のケア治療室運営
	多様な家族の統合サービス
5	多文化家庭の子ども対象 乳幼児保育および韓国語教室 多文化家庭教室 多文化家庭夫婦集団相談 妻のための料理教室